

■令和5年度第5回（第330回）都市経営戦略会議結果概要

【日 時】 令和5年11月6日（月） 午後3時5分～午後3時55分

【場 所】 政策会議室

【出席者】 市長、日野副市長、高橋副市長、小川副市長、水道事業管理者、教育長
都市戦略本部長、総務局長、財政局長、環境局長、総合政策監

【議 題】 第2次さいたま市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)等の改定について

< 提案説明 >

第2次さいたま市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)等の改定について、環境局から次のような説明があった。

- ・ 本議題は、実行計画の「区域施策編」及び「事務事業編」の両計画について改定を行うため、素案について審議をいただくもの。
- ・ 国では、2021年に、温対法を改正、温室効果ガスの削減に係る中期目標として「2030年度に2013年度比46%減、さらに50%の高みに向けて挑戦」とし、長期的目標として「2050年カーボンニュートラル」を閣議決定したところ。
- ・ 今回の審議事項である「区域施策編」については、さいたま市域内の市民・事業者を対象とした計画、また、「事務事業編」については、市役所の事務及び事業に特化した計画であり、どちらの計画も政令指定都市は策定が義務付けられている。
- ・ 「ゼロカーボンシティ推進戦略」については、今回の改定に合わせ、区域施策編に統合する予定であり、現在は、国の補助事業を活用し、2050年度のゼロカーボンシティ実現に向けて、取組を加速化しているところ。
- ・ 区域施策編の改定のポイントは、主に3つあり、ポイント①として、新計画では、第5章に温室効果ガス排出推計方法の見直し、新たな削減目標について明記する予定。ポイント②として促進区域を新規に追加し、ポイント③として、適応に関する内容について新規に追加するもの。
- ・ ポイント①について、従来の温室効果ガス排出量の算定方法は、国のマニュアルを踏まえて、各種統計資料を用いて、温室効果ガス排出量を算定していた。今回の見直しでは、埼玉県が公表している「算定結果」を用いて、産業、業務、家庭及び運輸部門からの温室効果ガス排出量を把握する方法に見直しを行う。
- ・ 今回埼玉県のデータを使うエネルギー起源の部門、全ての部門で大幅な削減が見込まれ、旧算出式では2020年度5%削減のところ新算出式では2020年度17.9%削減となる。
- ・ さいたま市と埼玉県の算定方式のメリット・デメリットを比較すると、新しい統計資料を用いた埼玉県のデータの方がメリットが多いという特徴があり、本市としても、

埼玉県データを活用する方が透明性を担保できることから、県のデータを活用することとしたいと考えている。

- ・ そのうえで最終的な目標については、2030年度までに2013年度比現状の35%以上から、51%削減を目標とし、目指すべき将来像として2050年度温室効果ガス排出実質ゼロを目指すことを新たな計画では目標にしたい。
- ・ 具体的な目標達成に向け、「省エネの取組」、「再エネの導入」により、2013年度比51%削減を目標としたいと考えている。
- ・ 目標値設定の根拠は、省エネの取組では、記載した内容の取組により、31%の削減が可能と考えている。また、再エネの導入では、記載した内容の取組により、2.9%の削減を見込んでいる。
- ・ ポイント②促進区域の制度趣旨としては、地球温暖化対策推進法の改正に伴い、再生可能エネルギーを促進する区域を地域住民・企業と共同し、設定していく制度であり、地域の合意形成を図りつつ、環境に適切に配慮していくことが求められる。
- ・ 促進区域エリア選定の考え方については、まず環境省令において、国の環境保全に係る基準が設定されている。国の基準に基づき、埼玉県が除外すべき区域、市町村が考慮すべき区域・事項を定めている。
- ・ これらを除外した上で、市町村が認定するもの。
- ・ また、令和5年7月時点で12市町村が促進区域を設定しているが、他の自治体の導入が進まない背景として、インセンティブが弱いことが挙げられている。
- ・ このため、環境省では、追加インセンティブの検討について、国の検討会にて促進区域に係る課題等を令和5年8月に公表しているところであり、これらを踏まえ、今後制度の見直しが考えられるため、広域的なゾーニングではなく本市のまちづくりの方針等を踏まえ、ピンポイントのエリア設定を検討することとしたい。
- ・ まちづくりの観点からは、市街地再開発事業などについては公費を投入することから、公共貢献として脱炭素化の取組を求めていくべきと考えている。また、環境保全の考え方として、市街化調整区域については、生物多様性の観点から、促進区域として指定することは適切ではないと考える。
- ・ 他に事業者アンケートなど総合的に勘案して、改定に合わせ、まちづくりの方向性と合致する大宮・さいたま新都心を中心に定めていくことを基本方針として、詳細な内容については市民周知と併せて今後検討していくものとし、国の動向を注視し、令和6年度下半期または令和7年度の運用開始を目指していきたいと考えている。
- ・ 今回、大宮駅・さいたま新都心駅周辺地区を指定することで、浦和地区や他の副都心への波及が期待できる。
- ・ ポイント③として、今回新たに、気候変動により既に生じている影響や将来予測される影響に対して、被害の防止や軽減を図る「適応」を明記をしている。市への重要な影響度としては、「暑熱」の死亡リスク、熱中症、「河川」の洪水などを、重要な危険度として記載することでとりまとめている。
- ・ 続いて、市役所の事業により発生する温室効果ガスの削減計画である、事務事業編の改定内容についてご説明する。
- ・ 「事務事業編」については、市役所の事務及び事業に特化した計画となっている。

- ・ 現行計画では、事務事業編単独で管理していたが、区域施策編との関連性も強いことから、章立てすることで、区域施策編の中に組み込む形とする。
- ・ 事務事業編の現状については、削減目標が41%のところ、実際には基準年度より10%の増加という状況となっている。
- ・ 事務事業編の特徴として、電力使用に伴うCO₂排出量と廃棄物起源、いわゆるごみの排出に起因するCO₂排出量が多くを占めており、合計で90%を占めるという状況である。
- ・ 廃棄物起源CO₂については、市民のごみ排出量等に依存することから、目標達成に向けてはエネルギー使用量の削減に加えて廃棄物焼却量の削減に向けた取組が必要となる。
- ・ 国は地球温暖化対策推進法の改正に伴い事務事業編に相当する「政府実行計画」の目標を40%から50%に引き上げていることから、本市としても目標値の引上げを行う必要がある。
- ・ 令和4年度実績の詳細について、エネルギー起源CO₂、電気やガス、燃料消費に伴うCO₂排出量は7%削減となっており、削減傾向にあるものの、廃棄物起源CO₂については、22.6%の増加となっている状況である
- ・ ごみ自体の焼却量は減少傾向にあるものの、ごみに含まれるプラスチックの量が増加していることから結果としてCO₂排出量が増加しているという状況となっている。
- ・ エネルギー起源CO₂においては、電力使用に伴うCO₂排出量が約70%を占めていることから、電力の脱炭素化を進めていくことが重要であると考えている。
- ・ 事務事業全体の削減目標、廃棄物起源CO₂も含んだものになるが、こちらは2030年度目標として2013年度比51%以上とする。
- ・ エネルギー起源CO₂の削減目標については、2030年度目標として、2013年度比80%以上とする。
- ・ これらを踏まえ、再エネ電力調達方針を策定する予定であり、各施設が調達する電力を再エネ由来の電気にするすることで、CO₂の削減を図るもの。
- ・ 2030年度までに60%以上を再エネ電力メニューに切り替えることを目標に設定する。
- ・ 方針のポイントは3つあり、1つ目は環境配慮契約法に基づき、入札参加資格について据切要件を設定する。2つ目は電力調達の仕様書に「再エネ率」の最低限の割合を明記する。3つ目は小規模な契約について、リバースオークション、いわゆる切下げ方式を活用する。
- ・ 再エネ電力調達方針の令和6年度の実施方針であるが、まずは各所管の予算の範囲内で試行的に実施を進めていく予定である。試行結果を踏まえ、令和7年度より本格導入を目指す。
- ・ 環境配慮型公共施設整備方針についても見直しを行う。既存施設の整備方針スキームを見直し、省エネ診断を導入することで、費用対効果の高い設備更新を促進する。
- ・ 現状は、所管課に一存している制度設計となっており、所管課によって対策等のレベル感が相違しているが、見直し後として省エネ診断の活用により費用対効果の高い設備等を優先的に導入することが可能となり、環境局の責任により進行管理を行っていく。

- ・ 令和5年度以降、プラスチック資源循環促進法への対応として、プラスチックの分別収集・資源化を進めてまいりたい。また、今後のごみ減量施策として、削減事業の前倒しや新規の削減事業等により、他の計画との整合性を図りつつ、温室効果ガスの削減に努めてまいりたい。
- ・ 今後のスケジュールについて、戦略会議実施後、環境審議会の答申を踏まえ、12月議会にて議会報告を行う予定。1月にパブリックコメントを実施した後、3月中の策定を予定している。

< 意見等 >

- ・ 排出量を抑えるという観点で、二酸化炭素を吸収するための施策について記述はあるか。また、水素の活用についてはどう記載しているか。
- 13 ページに森林による二酸化炭素吸収量について記載している。また、実行計画本編には具体的な事業としては見沼のセントラルパークなどが個別の事業として記載されている。水素については個別のCO₂削減がどの程度になるかということまでは入っていない。
- ・ 今後の要望として、さいたま市は早くから水素に取り組んできている中で、東京ガスの水素の拠点がオンサイト型であったりするので、民間のガス事業者など色々なところと連携をしながら検討していくべきかと思う。他都市では水素をうまく活用しているところもある。
- ・ 再エネ電力調達について、例えば60%以上を目標としたとき、実際には40%しか調達できなかった場合、残りの20%を非化石証書で調達をして、60%調達したということにしておくという考え方でよいのか。
- 達成できなかったからすぐに非化石証書を購入するということではなく、あくまでも、仮に非化石証書分でそれを賄うとすると、これだけかかるという例示であって、まずはしっかりと60%達成を目指していく。
- ・ 再エネに切り替えることが実現可能なのか。また、できないとなって非化石証書で対応となった場合、2030年に向けて非化石証書の最高価格が上がっていく中で、多額の財政投資が必要となるがどのように対応していく方針か。
- 国の実行計画では再エネ電力調達60%目指すべきという方針が出ている。また、会津若松市や横浜市が電力供給のようなことをやっている。東日本連携による都市間連携ができる可能性があると思っている。ただ、2030年に向けて非化石証書の需要はひっ迫してくると思われるため、都市間連携による課題は指定都市市長会等で要望させていただいている。また、非化石証書の最高価格についても今後国と協議し、適切な価格設定となるよう要望していく。
- ・ 他都市では、ごみ収集車を水素自動車にするなど、そういった取組を実施していく可能性はあるか。
- 現状は電気自動車のパッカー車の実証実験を準備している。この実証実験の後に今後の普及となるかと思うが、水素自動車の活用についても検討していきたい。
- ・ 公共施設の整備方針について、公共施設マネジメントの事前協議を資産経営課でもやっているの、今後事務の流れを詰めるなど連携していきたい。また、新築・建替の

際に ZEB、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented の 4 つ区分がある中で、どの方式を採用していくのかの基準や考え方はあるのか。

- 整備方針については、既に動いている計画に入り込むことはできないが、今後計画づくりに入る前に所管とやりとりをしながら、資産経営課と連携してやっていきたい。
- ・ 工事に入る前で直せるものは直してもらいたい。この計画が出来て浸透しているときに、この計画に適合しない建物ができるのはあまりいいことではない。早い段階で入ってもらわないと 5 年遅れになってしまう。対応できるところはやったほうが良い。
- 基本設計や実施設計が終わってしまうと対応が難しいため、より早期の段階で拾い上げながら対応していきたい。
- ・ これから実施設計をやる段階であっても対応は可能である。将来的な公債費負担はあるが、脱炭素事業債など瞬間的な手当てはある。所管局から色々言われるかもしれないが、実施設計が終わってなければ話を聞いてほしいという形で臨めばいいのではないか。
- 所管ごとに意識が違うので、できるだけ環境局が関わっていければと考えている。

< 結 果 >

環境局発議の第 2 次さいたま市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)等の改定について、原案のとおり了承とする。

ただし、以下の点について対応すること。

- ・ 水素の活用に関する取組について充実を図ること。
- ・ 環境配慮型公共施設整備方針については、施設の新築・建替等に係る計画段階から環境局が関与するスキームを構築すること。

< 会 議 資 料 >

第 2 次さいたま市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)等の改定について